

# 学科教本 統合版 改訂表

(令和5・4・1改訂版 対応)

P.5~7

『主な用語の意味』の『3.自動車』『4.原動機付自転車』『6.軽車両』『7.自転車』『30.運転』の記載内容を以下のように変更し、『8.遠隔操作型小型車』を追加、『8~31』までを1つずつ繰り下げます。

## 3. 自動車

原動機を用い、レールや架線によらないで運転し、または特定自動運行を行う車で、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車、歩行補助車や乳母車など（「歩行補助車など」といいます。）以外のものをいいます。

## 4. 原動機付自転車

総排気量50cc以下または定格出力0.60kw以下の二輪車、もしくは総排気量20cc以下または定格出力0.25kw以下の三輪以上の車（三輪以上の車であっても、左右の車輪の距離が0.5m以下で車室を有しないものは総排気量50cc以下または定格出力0.60kw以下）で、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車、歩行補助車など以外の車をいいます。

## 5. ミニカー

総排気量50cc以下または定格出力0.60kw以下の原動機を有する普通自動車をいいます。

## 6. 軽車両

自転車（低出力の電動機をついたハイブリッド自転車を含む。）、荷車、リヤカー、そり、牛馬などをいいます。  
(電動の運搬車など、原動機を用いる車のうち法令で定められたものを含みます。また、身体障がい者用の車、歩行補助車などは歩行者として扱われます。)

## 7. 自転車

人の力で運転する二輪以上の車（低出力の電動機をついたハイブリッド自転車を含む。）で、身体障がい者用の車、小児用の車、歩行補助車など以外の車をいいます。

## 8. 遠隔操作型小型車

原動機を用いた小型の車で、人や物の運送のため遠隔操作によって通行させることができるもののうち、車体の大きさと構造、装置などが一定の基準を満たす車のことをいいます。この教本では、特に説明のない場合は遠隔操作により道路を通行しているものをいいます。

## 9. 路面電車

道路上をレールにより運転する車をいいます。

## 31. 運転

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に従って用いること（特定自動運行を行う場合を除きます。）をいいます。

P.7~8

『主な用語の意味』の『31.駐車』『37.歩行者』の記載内容を以下のように変更し、『32.特定自動運行』を追加、『31~41』までを2つずつ繰り下げます。

## 32. 特定自動運行

あらかじめ定められた使用条件下に必要な自動運行装置を使用して自動車を運行することをいいます。（この場合の自動運行装置はその自動車が整備不良の状態になったときや使用条件から外れた場合に自動的に安全にその自動車を停止させる機能をもったものに限られます。）

## 33. 駐車

車などが客待ち、荷待ち、荷物の積みおろし、故障その他の理由により継続的に停止すること（人の乗り降りや5分以内の荷物の積みおろしのための停止を除きます。）や、運転者が車から離れてすぐに運転できない状態で停止すること（特定自動運行中の停止を除きます。）をいいます。

39. 歩行者

道路を通行している人をいいます。

歩行者 (歩行者として扱われる場合を含む。)
道路を歩いている人
移動用小型車で通行している人
身体障がい者用の車で通行している人
遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人
小児用の車で通行している人
歩行補助車、乳母車、ショッピングカートなどを用いて通行している人
歩きながら用いるための車で通行している人
自動二輪車や原動機付自転車、二輪または三輪の自転車、その他法令で定められた基準を満たす車両を押して歩いている人 (エンジンをかけているものや側車のついているもの、他の車をけん引しているものは除かれます。)

『1 信号機の信号などに従うこと』『2 信号機の信号の種類と意味』本文

P.20 ならびに『信号の意味』表中を以下のように変更します。

1 本文1行目 『歩行者や』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車、』

2 本文3行目 『歩行者や』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車、』

● 青色の灯火 『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』

P.21 『信号の意味』表中を以下のように変更します。

● 黄色の灯火 『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』

『横断中の歩行者は』 → 『横断中の歩行者と遠隔操作型小型車は』

● 赤色の灯火 『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』

P.22

信号の意味

表中を以下のように変更します。

- 黄色の灯火の矢印 『歩行者や』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車や』
- 黄色の灯火の点滅 『① 歩行者や車や路面電車は…』 → 『① 歩行者、遠隔操作型小型車、車や路面電車は…』
- 赤色の灯火の点滅 『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』

P.23

① 人の形の記号のある信号と 信号の意味

表中を以下のように変更します。


- ① 人の形の記号のある信号 本文2行目 『歩行者と』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車、』
  - 青色の灯火 本文1行目
  - 青色の灯火の点滅 本文1、3行目
  - 赤色の灯火 本文1行目
- 『歩行者は』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車は、』

P.31

1. 通行止め

の意味を以下のように変更します。

1. 通行止め



歩行者、遠隔操作型小型車、車、路面電車のすべてが通行できません。


(301)

P.33

31. 自転車専用

の意味を以下のように変更します。

31. 自転車専用



- ① 自転車道や自転車専用道路を示します。
- ② 普通自転車以外の車と歩行者、遠隔操作型小型車は、通行できません。

(325の2)

P.34

32. 自転車及び歩行者専用 33. 歩行者専用

の標識の名称をそれぞれ以下のように変更します。

- 『32. 自転車及び歩行者専用』 → 『32. 自転車及び歩行者等専用』
- 『33. 歩行者専用』 → 『33. 歩行者等専用』

『58. 歩行者等通行止め』『59. 歩行者横断禁止』の標識の名称と意味を以下のように変更します。

### 58. 歩行者等通行止め



歩行者と遠隔操作型小型車は、通行できません。

(331)

### 59. 歩行者等横断禁止



歩行者と遠隔操作型小型車は、横断できません。

(332)

『Pick up **ピックアップ** 車両の種類と略称』表中に以下の内容を追加します。

遠隔小型	遠隔操作型小型車
------	----------

『9. 路側帯』『10. 駐停車禁止路側帯』『11. 歩行者用路側帯』の意味をそれぞれ以下のように変更します。

### 『9. 路側帯』『10. 駐停車禁止路側帯』

『(1) 歩行者と軽車両は通行できます。』 → 『(1) 歩行者と軽車両が通行できます。』

### 『11. 歩行者用路側帯』

『(1) 歩行者のみ通行できます。』 → 『(1) 歩行者が通行できます。』

『2. 斜め横断可』の意味を以下のように変更します。

歩行者と遠隔操作型小型車が交差点で斜めに横断することができることを示します。

『Pick up **ピックアップ** 路側帯の種類と通行』の『歩行者用路側帯』の意味を以下のように変更します。

歩行者が通行できる

『1 標識による通行禁止』の本文1行目と標識イラスト下部の説明を以下のように変更します。

『歩行者専用』 → 『歩行者等専用』

『1 **こどもや身体の不自由な人などが通行しているとき**』の『②』を以下のように変更し、  
 \*2を追加し、欄外に\*2を追加します。『⑤』の1行目「**歩行補助車\*2**」と欄外の\*2を\*3に繰り  
 下げます。

**P.96**

『② **身体障がい者用の車いす**』 → 『② **身体障がい者用の車\*2**』

**\*2**  
 身体障がい者用の車…  
 身体障がい者用の車  
 いすや立位型の車など、  
 身体障がい者の移動用  
 の車全般をいいます。

**\*2**  
 歩行補助車…  
 高齢者などの歩行を  
 補助する機能をもった  
 車のことです。(原動  
 機を用いたものを含み  
 ます。)



**\*3**  
 歩行補助車…  
 高齢者などの歩行を  
 補助する機能をもった  
 車のことです。(原動  
 機を用いたものを含み  
 ます。)

**P.120** 欄外に『**ちょっと注目**』を追加します。

**ちょっと注目**

遠隔操作型小型車  
 をみかけたら  
 遠隔操作型小型車  
 には次のような標識  
 (遠隔操作型小型車マーク)  
 がついています。



通行させている人が  
 近くにいる場合や、  
 道路上で突然停止す  
 る可能性があるので、  
 近くを通るときには注  
 意しましょう。

本文5行目に以下のように『\*1』を追加します。  
本文10行目、14行目の『自動運転中』を以下のように変更します。

**P.145**

欄外に『\*1』、『**ちょっと注目**』として以下を追加します。  
ページ内『\*1』を『\*2』に、『\*2』を『\*3』に繰り下げます。

本文5行目

『安全運転をしなければなりません。』 → 『安全運転をしなければなりません。<sup>\*1</sup>』

本文10行目、14行目

『自動運転中』 → 『運転中』

**\*1**

「特定自動運行」は  
運転にはあたりません。  
詳しくはP.7参照。

**ちょっと注目**  
「自動運行中」と表示している車をみかけたら…  
このような車は、特定自動運行を行っている自動運転車です。この場合、運転者がいなかったり、車が急に停止したりするかもしれません。  
近くを通行するときには、十分注意して運転しましょう。

**P.228**

『**4** 災害対策基本法による交通の規制が行われたときなど』本文4行目の文末に以下の文を追加します。

また、原子力災害対策特別措置法により、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間についても同様です。

**P.301**

『**Pick up** **ピックアップ**』の文中『(2) 安全運転管理者など』に以下の内容を追加し、『③』を『④』に繰り下げます。

- ③ 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、その業務を行うため必要な権限を与えるとともに、その業務を行うため必要な機材を整備しなければなりません。